

伴野豊の絆レポート NO.29



伴野豊の活動報告

みなさん！こんにちは、伴野豊です。紫陽花の綺麗な季節になりました。梅雨入りの六月。長く続いた雨が止んだ後の紫陽花。先日も家の近所で見つけました。日頃気がついていないだけで身の回りに美しいもの、綺麗なもの、大切なもの、沢山ありますね。雨のひとは、そんなことに気がつかせてくれる貴重な時間かも知れません。一方で、最近の雨は急に激しく局地的かつ大量に降る傾向があります。くれぐれもお気をつけ下さい！



伴野豊の気になる国土交通政策

国土交通政策に関する最近の動きのうち、気になるものを拾って見ました。

◎国土交通省インフラ長寿命化行動計画を策定

道路や港湾、空港など同省が所管するインフラ施設の長寿命化に関する行動計画を策定しました。施設種別ごとに点検診断の手法や参照すべき基準などを体系的に網羅したのが特徴。施設を点検できる技術者のいない小規模市町村でもインフラを管理できるよう、国や県、他市町村が広域的に連携、支援できる体制づくりを進めると明記。

行動計画の期間は2014～2020年度。道路や河川、ダム、海岸、下水道、空港、鉄道など14分野について、相談窓口や研修の充実方法などを紹介しています。

◎経済財政諮問会議で国交大臣がプレゼン

5月27日に開催された第9回経済財政諮問会議において、国交大臣が「社会資本整備について」というテーマでプレゼンしました。

大臣は議論の中で「公共事業が増加し、供給面でボトルネックが生じているとの報道もあるが、一部である。今年と来年はしのげるが、東京オリンピックに向けた対応には注意する必要がある。急増・急減を招かないよう計画的な取り組みが重要」との見解を示しました。

◎改正道路法など3法成立

高速道路の大規模更新を計画的に進められるようにする改正道路法と改正高速道路機構法、改正道路整備特別措置法が、5月28日の参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。改正道路法では、新築や改築に限っている立体道路制度を既存の高速道路にも適用できるようにし、道路の維持更新を都市再生事業と連携して進められるようにします。改正高速道路機構法では、日本高速道路保有・債務返済機構と各高速道路会社の間で締結する協定や、国土交通相が認可する同機構の業務実施計画に現行の新築や改築などに加え「更新事業」を明記。改正道路整備特措法では、高速道路の建設債務の償還期間に充てる通行料金の徴収期間を15年延長します。

◎公共工品質確保促進法と建設業法の改正法案が成立

改正品確法（議員立法）では、公共工品質確保と其中長期的な担い手確保・育成を基本理念に据えるとともに発注者の責務として規定。その実現のために多様な入札契約方式の導入を位置付けました。また、建設業法などの改正で品確法の基本理念の具現化を目指し、ダンプ受注防止への対策強化、企業や業界団体による担い手の確保・育成などが実行されることとなります。

◎改正建築基準法案が成立

建築主の負担を減らす構造計算適合性判定（適判）制度の簡素化や、木材使用の規制緩和などを盛り込んだ改正建築基準法が成立しました。事故が発生した施設への立ち入り検査を強化し、再発防止を図る体制も整えます。

伴野豊の気になる本

今回の伴野豊の気になる本は、水野和夫著「資本主義の終焉と歴史の危機」です。金利ゼロ＝利潤率ゼロ＝資本主義の死。それでもこのままひたすら「成長」を追い求めれば多大な損害が生じるだけ。資本主義の終わりをどうソフトランディングさせるのか。十六世紀以来、世界を規定してきた資本主義というシステムがついに終焉に向かうこの大転換期。日本が為すべきことは何か。異常な低利率の低下という負の条件をプラスに転換し、新たなシステムを構築する。「脱成長という成長」を本気で考える時期である。「ゼロ成長社会」あるいは「定常化社会」とは、資本の蓄積と増殖のための「強欲」な資本主義を手放すことによって、人々の豊かさを取り戻すプロセスである。なんとなくここ数年思っていたことを改めて歴史的にかつ論理的に整理して頂いたという一冊です。集英社新書（定価：本体740円＋税別）

ば

ばんの豊フェイスブックページ

検索 🔍

伴野豊事務所 半田市青山2-19-8

TEL : 0569-25-1888

FAX : 0569-25-1881

HP : bannoyutaka.jp

衆議院愛知第8選挙区：半田市・常滑市・東海市・知多市・

阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町

